

第 1 号 議 案

平成 2 5 年 度 江 戸 川 区 一 般 会 計 予 算

平成 2 5 年 度 江 戸 川 区 の 一 般 会 計 の 予 算 は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 1 5 , 6 2 2 , 0 8 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

（特別区債）

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表特別区債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日 提 出

江 戸 川 区 長 多 田 正 見

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

科 目		金 額
款	項	
1 特 別 区 税		48,059,124
	1 特 別 区 民 税	42,481,311
	2 軽 自 動 車 税	249,858
	3 特 別 区 た ば こ 税	5,327,955
2 地 方 譲 与 税		1,100,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	300,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	800,000
3 利 子 割 交 付 金		500,000
	1 利 子 割 交 付 金	500,000
4 配 当 割 交 付 金		200,000
	1 配 当 割 交 付 金	200,000
5 株式等譲渡所得割交付金		50,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	50,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		5,300,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	5,300,000
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		500,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	500,000
8 地 方 特 例 交 付 金		500,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	500,000
9 特 別 区 交 付 金		79,500,000
	1 特 別 区 財 政 調 整 交 付 金	79,500,000
10 交通安全対策特別交付金		90,000
	1 交通安全対策特別交付金	90,000
11 分 担 金 及 び 負 担 金		2,944,365
	1 負 担 金	2,944,365
12 使 用 料 及 び 手 数 料		4,058,570
	1 使 用 料	3,274,900
	2 手 数 料	783,670

(単位：千円)

科 目		金 額
款	項	
13 国 庫 支 出 金		45,827,885
	1 国 庫 負 担 金	43,497,824
	2 国 庫 補 助 金	2,314,207
	3 国 庫 委 託 金	15,854
14 都 支 出 金		11,453,147
	1 都 負 担 金	7,089,461
	2 都 補 助 金	2,750,980
	3 都 委 託 金	1,612,706
15 財 産 収 入		409,741
	1 財 産 運 用 収 入	358,870
	2 財 産 売 払 収 入	50,871
16 寄 付 金		60,491
	1 寄 付 金	60,491
17 繰 入 金		4,869,931
	1 特 別 会 計 繰 入 金	131,982
	2 基 金 繰 入 金	4,737,949
18 繰 越 金		3,035,328
	1 繰 越 金	3,035,328
19 諸 収 入		4,429,503
	1 延滞金加算金及び過料	122,540
	2 特 別 区 預 金 利 子	1,500
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,279,226
	4 受 託 事 業 収 入	744,886
	5 雑 入	2,281,351
20 特 別 区 債		2,734,000
	1 特 別 区 債	2,734,000
歳 入 合 計		215,622,085

歳 出

(単位：千円)

科 目		金 額
款	項	
1 議 会 費		9 2 8, 6 3 7
	1 議 会 費	9 2 8, 6 3 7
2 総 務 費		1 2, 5 6 8, 5 2 7
	1 総 務 管 理 費	1 0, 4 9 6, 9 8 6
	2 徴 税 費	1, 5 4 6, 8 3 8
	3 統 計 調 査 費	6 7, 9 6 7
	4 選 挙 費	3 6 0, 2 5 8
	5 監 査 委 員 費	9 6, 4 7 8
3 区 民 生 活 費		1 1, 9 4 8, 2 5 6
	1 区 民 行 政 費	2, 1 4 5, 4 2 7
	2 地 域 活 動 費	2, 9 4 8, 2 9 7
	3 文 化 共 育 費	6, 6 1 5, 8 6 9
	4 国 民 年 金 費	2 3 8, 6 6 3
4 環 境 費		9, 2 1 3, 9 8 4
	1 環 境 整 備 費	4 5 7, 7 7 1
	2 清 掃 事 業 費	8, 7 5 6, 2 1 3
5 福 祉 費		1 0 8, 7 4 7, 8 7 2
	1 社 会 福 祉 費	2 5, 2 1 4, 1 7 7
	2 児 童 福 祉 費	4 5, 0 8 8, 0 7 6
	3 生 活 保 護 費	3 8, 4 4 5, 6 1 9
6 健 康 費		2 2, 6 3 5, 8 7 7
	1 健 康 費	2 2, 6 3 5, 8 7 7
7 産 業 振 興 費		2, 1 1 7, 3 4 7
	1 商 工 費	1, 9 6 4, 5 5 1
	2 農 業 水 産 費	1 5 2, 7 9 6
8 都 市 開 発 費		3, 2 0 3, 6 6 9
	1 都 市 開 発 費	3, 2 0 3, 6 6 9
9 土 木 費		1 5, 9 0 6, 1 9 0

(単位：千円)

科 目		金 額
款	項	
	1 土 木 管 理 費	2, 6 4 8, 6 8 3
	2 土 地 区 画 整 理 費	1, 2 9 4, 8 2 6
	3 道 路 橋 梁 費	7, 7 5 9, 4 7 2
	4 緑 化 公 園 費	3, 5 7 0, 9 0 3
	5 公 共 下 水 道 費	1 7 9, 3 0 5
	6 河 川 費	4 5 3, 0 0 1
1 0 教 育 費		2 5, 9 8 5, 4 2 6
	1 教 育 総 務 費	3, 8 0 8, 3 7 2
	2 小 学 校 費	1 4, 9 8 8, 1 8 5
	3 中 学 校 費	6, 8 2 3, 2 8 7
	4 校 外 施 設 費	3 9, 3 4 8
	5 幼 稚 園 費	3 2 6, 2 3 4
1 1 公 債 費		2, 0 6 6, 2 9 9
	1 公 債 費	2, 0 6 6, 2 9 9
1 2 諸 支 出 金		1
	1 諸 費	1
1 3 予 備 費		3 0 0, 0 0 0
	1 予 備 費	3 0 0, 0 0 0
歳 出 合 計		2 1 5, 6 2 2, 0 8 5

第 2 表

款	項
2 総務費	1 総務管理費
9 土木費	3 道路橋梁費
	6 河川費
10 教育費	2 小学校費

繰越明許費

事業名	金額
刊行物関係費 (くらしの便利帳印刷)	千円 38,491
橋梁の維持補修費 (瑞江大橋長寿命化計画による補修) (南椿橋長寿命化計画による補修)	109,649
排水場の維持補修費 (宿川・千種樋門耐震補強) (左近水門耐震補強)	92,197
学校施設改築計画推進費 (第三松江小学校改築設計) (篠崎第三小学校改築設計)	138,317

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
私立高等学校、私立大学等 入学資金融資に伴う取扱金 融機関に対する損失補償	平成 2 5 年度から 平成 3 2 年度まで	私立高等学校、私立大学 等に入学する者をもつ保 護者等が平成 2 5 年度に 取扱金融機関から融資を 受けた額並びに回収不能 が生じた場合の利子等損 失額 3 , 0 0 0 千円

第 4 表 特 別 区 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法
道 路 整 備 事 業	千円 3 0 0 , 0 0 0	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他より起債する。 証券発行の場合における発行価格は、額面 1 0 0 円につき 9 8 円以上とし発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算し、その金額を限度額とすることもある。 利 率 年 5 . 0 % 以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） 償 還 の 方 法 起債のときから据置期間を含め、3 0 年以内に元利均等額、元金均等額、満期一括額のいずれかの方法により償還する。 ただし、融資条件又は財政の都合その他によっては繰上償還をすることができる。 そ の 他 金融事情その他の都合により、起債額の全部又はその一部を翌年度に繰越起債することもある。
学 校 施 設 整 備 事 業	2 0 0 , 0 0 0	
学 校 施 設 改 築 事 業	2 , 2 0 0 , 0 0 0	
学 校 用 地 取 得 事 業	3 4 , 0 0 0	
合 計	2 , 7 3 4 , 0 0 0	